



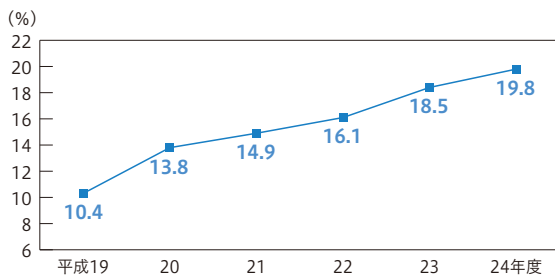
# NO. 32 環境学習都市の推進

## 現状と課題

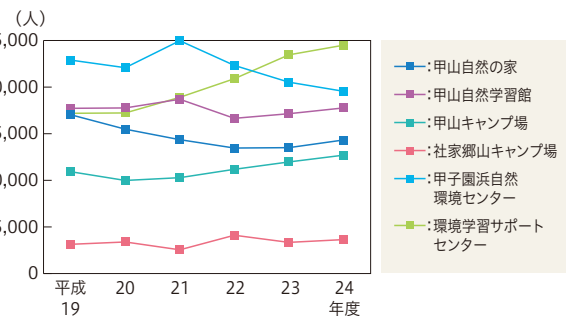
地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」を総合的に構築することが求められています。私たち一人ひとりが社会のあり方や暮らしを見直し、市民・事業者・市の各主体があらゆる場や機会環境学習や保全活動を展開することが大切です。

- 本市では、平成4年に環境省のこどもエコクラブの基本モデルとなった「2001年・地球ウォッチングクラブ・にのみや(EWC)」の活動をスタートし、子どもたちを中心とした環境教育・環境学習への取組みを地域とともに進めてきました。
- 平成15年度には、これまでの環境学習活動の成果を踏まえ、市民、事業者、専門家、市の協働により、環境学習都市推進市民会議を設置し、「環境学習都市宣言」を行いました。さらに、この理念を実現していくための計画として「新環境計画」を策定し、平成17年度から環境計画推進パートナーシップ会議の設置などの取組みをスタートしています。
- 新環境計画の8つの環境目標の達成、及びその趣旨を広く市民に理解してもらうための各種事業を実施するとともに、環境学習都市を支える人材の育成を行うため、市内の環境学習拠点やフィールド、エココミュニティ会議等のコミュニティにおいて市民の自主的な環境学習を発展させていく必要があります。
- 地球温暖化対策については、「持続可能な地域づくりECOプランー西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)ー」を策定し、本市域における温室効果ガスの排出量を、中期目標として平成32年度に平成2年度比で10%の削減、長期目標として平成62年度に70%の削減を目指しており、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく必要があります。
- 環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの運用により、市役所の事務・事業活動による環境への負荷の継続的な低減に努めています。
- 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの普及に向けた取組みを全市的、総合的に推進するための施策、体制を確立していくことが必要です。
- スマートシティなどエネルギー政策に関して近い将来に目指す都市像の可能性について、調査、研究を進める必要があります。

■ アースレンジャー認定率



■ 施設利用者数



## 基本方針

市民、事業者、市の参画と協働により環境に対する理解を深め、21世紀の持続可能なまちづくりを進められるよう、環境学習と保全活動の推進に努めます。

また、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの普及に向けた取組みを推進します。

## 主要な施策展開

### (1) 環境教育・環境学習のしくみづくり

環境学習都市宣言の普及啓発に努めるとともに、家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場で、生涯にわたって環境に関して学ぶ力を育成できるよう、環境学習を促進する基盤整備や自主的な学習活動を推進するための組織・団体への活動支援などを行います。

### (2) 環境学習都市を支える人材の育成

地域における環境活動を先導するコーディネーターや、市内の施設を活用した学習や自然体験を推進する指導者、里山ボランティア、花と緑のまちづくりリーダーなど環境学習都市を支える人材を育成します。

### (3) 環境学習拠点施設の整備と活動の展開

環境学習サポートセンターや甲山自然環境センター、甲子園浜自然環境センター、リサイクルプラザなどの各施設やフィールドのネットワーク化を進め、まち全体が環境学習の場となるように事業を展開します。

### (4) 地球温暖化対策

「持続可能な地域づくりECOプラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)-」及び「西宮市地球温暖化対策実行計画」の着実な進展に努めます。

また、緑の保全やゴミ減量、資源リサイクル、再生可能エネルギー、省エネルギー、省資源などを推進し、CO<sub>2</sub>を中心とする温室効果ガス削減に向けた施策の展開を図ります。

### (5) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの普及

本市が策定するエネルギー政策に関する計画に沿って、太陽光発電設備などの住宅や事業所への普及のための支援や情報提供、公共施設への計画的な設置など、再生可能エネルギーの導入のほか、省エネルギーの普及に向けた取組みを行います。

## 市民一人ひとりの活動

- 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから一人ひとりが行動を起こす。
- 省エネに努める。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

環境学習に関心を持つ市民の割合を増やすため、小学生が対象のアースレンジャー認定率を重点指標に位置付けます。また、環境学習施設の利用者数の増加に向けた取組みを進めるとともに、中学生以上の大人を対象とした活動を促進し、EWCエコカードや持続可能な地域づくり市民活動カードの活動認定数であるエコ活動数を新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	アースレンジャー認定率	%	10.4	19.8	25.0	↗
		式	認定人数/市内小学生数			
	H30目標値の設定理由	過去10年間の実績を考慮して設定				
○	エコ活動数	件	54,799	146,857	180,000	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	過去3年間の実績を考慮して設定				
	環境学習施設の利用者数	人	88,902	92,472	100,000	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	過去3年間の実績を考慮して設定				

### 主な部門別計画

- 西宮市新環境計画【産業環境局：平成17年4月～平成31年3月】
- 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画【産業環境局：平成20年4月～平成26年3月】
- 持続可能な地域づくりECOプラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)-【産業環境局：平成22年4月～平成33年3月】



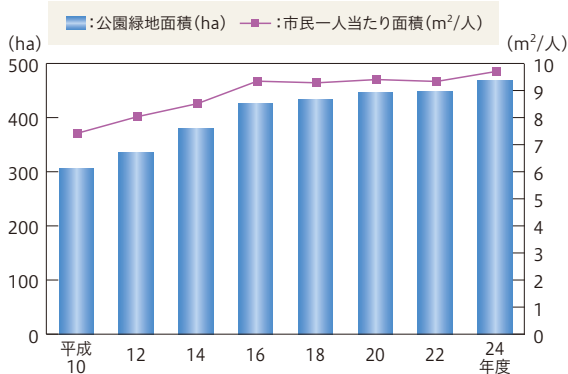
# 緑の保全と創造

## 現状と課題

公園や緑地といった都市の緑とオープンスペースは、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割は非常に重要となってきています。

- 本市は、中央部の六甲山系から北部地域の北摂山系にかけて豊かな樹林地が広がり、また、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地内の神社、寺院の樹林などの自然緑地に恵まれているほか、臨海地域の甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）には多くの野鳥が飛来する貴重な干潟や砂浜が残されています。
- 近郊緑地保全区域などの指定をはじめ、市街地における景観樹林保護地区や保護樹木の指定などの「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく規制、誘導を進めるとともに、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を平成14年に策定し、緑地の適正な保全と公園緑地整備を含めた総合的な都市緑化を市民参加のもとに推進しています。また、西宮市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」を平成24年に策定し、人と自然が共生するまちづくりを推進しています。
- 西宮の公園緑地は、平成25年3月31日現在618か所あり、市民一人当たりの面積が9.9㎡と、緑の基本計画の目標面積20㎡よりは依然低い状況にあります。また、618か所のうち237か所が市民団体等で管理されています。
- 緑化の推進は、公園緑地の整備に加え、公共施設の緑化を推進するとともに、緑地協定の締結誘導や県・市条例に基づく緑化指導を行っています。また、市民緑化活動への支援として、花と緑のコミュニティづくり助成、生垣・屋上・壁面緑化助成などを行っています。
- 今後とも市民にとって貴重な財産である自然環境を保全するとともに、市民、事業者、市が連携した緑化の推進が重要となっています。

### 公園緑地面積と市民1人当たり面積の推移



「日本の歴史公園100選」夙川公園

## 基本方針

「緑の基本計画」や「未来につなぐ 生物多様性にしのみや戦略」に基づき、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、花と緑のまちづくりを推進します。

## 主要な施策展開

### (1) 自然緑地の保全と活用

六甲山系の樹林地については近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然公園区域として保全するほか、市街地部で、風致地区、生産緑地地区として住宅地や農地の緑を保全します。

その他、市の条例に基づき、保護樹木、景観樹林保護地区、生物保護地区として緑を保全します。

### (2) 水辺環境の保全と活用

甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）の貴重な自然海浜の保全に努めるほか、市民が海辺に親しめる海岸線の整備を進めるとともに、身近な河川・水路における自然環境の再生を図ります。

### (3) 生物多様性の確保

貴重な動植物が生息し、自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区に指定されている地区の管理体制の充実を図り、保全活動を推進します。また、市民、事業者との参画協働により、生物多様性地域連携保全活動計画を作成し、地域に根ざした生態系の保全に努めます。

### (4) 公園緑地の整備

西宮浜総合公園、御前浜公園のほか、アサヒビール西宮工場跡地での多目的・防災公園の整備を進めるとともに、公園用地の確保に努めます。また、身近な公園緑地の維持管理については、地域住民が自主的に維持管理するための地域団体の育成に努めます。

### (5) 水と緑のネットワークづくり

水と緑の軸となる夙川や武庫川などの河川敷緑地と、公園や街路樹などとの緑のネットワーク化を図り、市民の散策や憩いの場あるいは多様な生き物たちの移動空間として、また災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を高めます。

### (6) 緑化の推進

公共施設の屋上や壁面の緑化を推進するとともに、花と緑のコミュニティづくり助成など、市民主体の緑化活動を支援します。また、西宮浜・鳴尾浜・塩瀬中央公園等において桜の名所づくりを進めます。さらに、緑地協定の締結誘導、県・市条例に基づく緑化指導など緑豊かなまちづくりを推進するとともに、屋上緑化などの普及に努めます。

## 市民一人ひとりの活動

### ● 身近な木々や草花を大切に作る。

#### まちづくり指標

##### 指標の考え方

豊かな自然環境の保全に努めるため、緑地率の向上を重点指標に位置付けます。また、公園緑地の整備を進め、市民一人当たりの公園緑地面積の増加に取り組むとともに、市民一人ひとりの取り組みにより緑化の推進を図るため、緑化活動を行っている市民の割合を新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	緑地率	%	17.0	17.6	25.0	↗
		式	緑地面積/市内面積			
	H30目標値の設定理由		緑の基本計画より設定			
○	市民一人当たりの公園緑地面積	m <sup>2</sup>	9.4	9.9	16.8	↗
		式	公園緑地面積/人口			
	H30目標値の設定理由		緑の基本計画より設定			
	花や木々を植えるなど、緑化活動を行っている市民の割合	%	-	60.0	65.0	↗
		式	まちづくり評価アンケート結果			
	H30目標値の設定理由		過去の実績値より設定			

#### 主な部門別計画

- 緑の基本計画【土木局：平成14年4月～平成34年3月】
- 西宮市森林整備計画【産業環境局：平成24年4月～平成34年3月】
- 西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）【都市局：平成23年4月～概ね10年間】



# NO. 34 資源循環型社会の形成

## 現状と課題

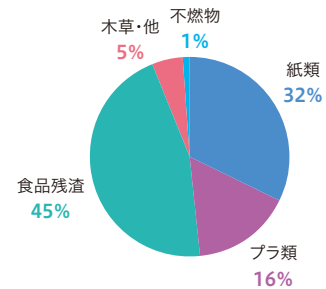
人々の生活様式の変化が進むなか、近年の環境問題は多様化、複雑化し、身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりをみせています。このことから、あらゆる環境問題に対処していくため、資源リサイクル、水の循環、エネルギーの有効利用を図るなど、循環型社会への転換に向けた総合的な取り組みが求められています。

- 本市のごみ排出量は、微減傾向にありますが、事業系のごみ排出量は、全国及び兵庫県下の平均値と比較して高くなっており、可燃ごみの組成ではリサイクル可能な紙類が4割以上を占めているため、さらなる減量の取り組みを開始しました。
- 処理体制では、もやすごみ、もやさないごみ、資源A、資源B、ペットボトル、粗大ごみの6種以外に、その他プラスチック製容器包装の分別収集と処理を実施しています。
- 市民等への啓発活動などによるごみの発生抑制(リデュース)、リサイクルプラザの活用、不用品交換の活性化等による再使用(リユース)、資源ごみの分別収集による再生利用(リサイクル)など、有効なごみ減量化の方策や啓発を行っています。
- 産業廃棄物については、減量、再資源化の啓発等をさらに進めていく必要があります。また、悪質、巧妙化する不法投棄などへの対応が求められています。

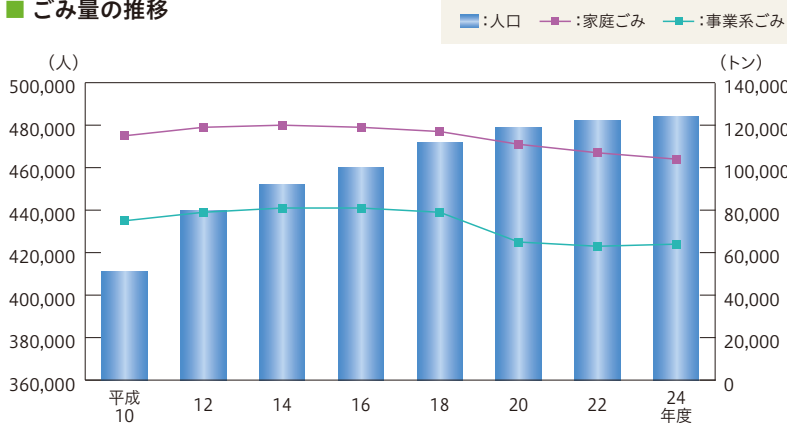
### ■ 西宮市、兵庫県、全国のごみ量比較(平成23年度)

区分	排出量		家庭系		事業系	
	169,386t	1人1日当たり	106,535t	1人1日当たり	62,851t	1人1日当たり
西宮市	169,386t	958g	106,535t	603g	62,851t	355g
県下平均	-	908g	63%	-	37%	-
全国平均	-	918g	69%	638g	31%	280g

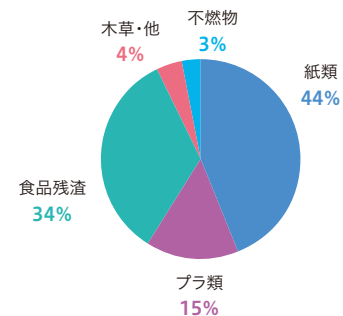
### ■ 家庭系ごみの組成 (平成21年度)



### ■ ごみ量の推移



### ■ 事業系ごみの組成 (平成21年度)



## 基本方針

市民、事業者、市の連携と協働のもとに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進します。

## 主要な施策展開

### (1) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進によるごみ減量

平成20年3月に策定したごみ減量推進計画「チャレンジにしのみや25」に基づき、平成17年度を基準年として、目標年の平成30年に1日一人当たりのごみ排出量を25%削減することを目標に、「ごみ減量推進員」制度の充実や地域住民による資源回収の推進とともに、リサイクルプラザ事業の活用、「買物袋持参運動」、「わがまちクリーン大作戦」などのキャンペーンの広報・PRに努め、市民のごみ減量・再資源化の機運をさらに高めます。また、事業系と家庭系のごみ減量・再資源化の推進を図ります。

### (2) 分別収集の充実

その他プラスチック製容器包装の再資源化を図るため、分別収集を6種別11分類から7種別12分類に拡大し、今後、小型廃家電の収集についても検討します。

### (3) 処理施設の運用及び整備

東部総合処理センター及び西部総合処理センターにおいて、発電及び熱供給による効率的なエネルギー回収を図るとともに、施設の延命化と温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、民間処理施設の活用により、その他プラスチック製容器包装や焼却灰などの再資源化の向上を図ります。

### (4) 適正処理困難物対策等の推進

適正処理の困難な廃棄物等について、指定の拡大を国、兵庫県に要請を行います。

### (5) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の収集運搬、中間処理業者等に対して適正処理の指導を行うとともに、排出事業者に対して、自らの責任による適正処理及び減量、再生利用等による発生抑制の指導に努めます。また、監視パトロール、立入検査等により、不適正処理の防止に努めます。

## 市民一人ひとりの活動

- ごみを減らす生活を心がける。
- 買物には買物袋(マイバッグ)を持参する。
- ごみの分別に協力する。

## まちづくり指標

### 指標の 考え方

3Rのうちリデュース(ごみの発生抑制)に重点的に取り組み、ごみ排出量を重点指標に位置付けます。また、資源リサイクルの推進、ごみの効率的な処理に取り組みます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市民一人当たりのごみ排出量(1日あたり)	g	1,071	946	<b>870</b>	▼
		式	1日平均ごみ排出量/総人口			
	H30目標値の設定理由		国、兵庫県、他都市の目標値などを考慮して設定			
○	資源リサイクル率	%	16.3	20.9	<b>27.6</b>	▲
		式	資源化量/ごみ排出量			
	H30目標値の設定理由		国、兵庫県、他都市の目標値などを考慮して設定			
	処理原価(1トンあたり)	円	37,429	31,478	<b>28,050</b>	▼
		式	ごみ処理経費/ごみ排出量			
	H30目標値の設定理由		処理ごみ量の減量及び収集体制の見直し等を考慮して設定			

## 主な部門別計画

- 西宮市新環境計画【産業環境局:平成17年4月～平成31年3月】
- 西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや25～【産業環境局:平成20年3月～平成31年3月】
- 西宮市一般廃棄物処理基本計画【産業環境局:平成23年4月～平成38年3月】
- 西宮市分別収集計画【産業環境局:平成23年4月～平成28年3月】



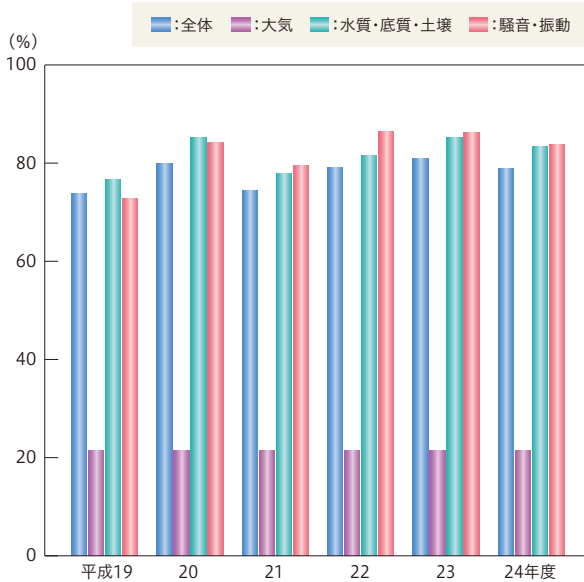
# NO. 35 | 快適な生活環境の確保

## 現状と課題

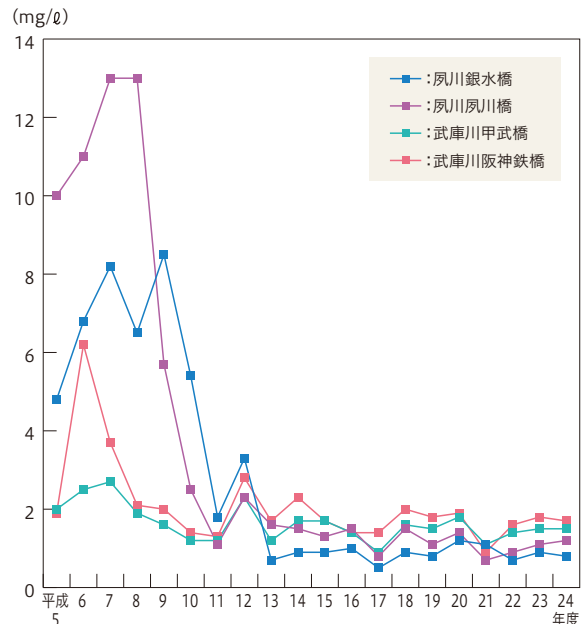
生活様式が多様化する中で、資源やエネルギーの大量消費が加速され、大気汚染や水質汚濁などの改善傾向が横ばいとなり、生活環境では近隣型トラブルが発生しています。

- 大気汚染や騒音、振動などの自動車公害は、国道 176 号など環境基準を達成できていない地点もあり、今後、自動車利用者に対し、公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進などの普及啓発、低公害車導入への助成などを継続して行っていく必要があります。
- 水質については、下水道の整備や事業場排水の規制などにより改善が見られ、ダイオキシン類に関する調査では、各調査地点において環境基準値以下となっています。
- 建築工事の騒音・振動、飲食店等からの騒音、夜間の花火騒音などによる生活型・近隣型環境問題が増加しており、パチンコ店や風俗営業等についても市民の関心が高く、引き続き、生活環境の保全のための取組みを進める必要があります。
- 衛生害虫が媒介する新興感染症の国内への侵入が危惧されています。また、市民からハチやクモ、ダニなどの相談が多く、廃棄物の不法投棄も少なからず見受けられます。
- 環境基準値等が設定されていない新たな有害物質に関する対応の検討が必要です。
- 地域住民に対する環境美化意識の高揚と協力については、環境衛生協議会など地域団体と連携して、啓発や清掃など地域での実践活動を進めています。今後も一層の推進が必要です。
- 市営墓地については、墓地に対する市民意識の変化を踏まえ、長期的な墓地対策を検討していく必要があります。また、食肉センターについては、より効率的な運営が求められています。

### ■ 環境基準等適合率の推移



### ■ 武庫川・夙川の水質経年変化 (BOD年平均値)



## 基本方針

公害の発生と拡散の防止に努め、幅広い公害対策を推進するとともに、市民、地域団体と連携して清潔で快適なまちづくりをめざします。

## 主要な施策展開

### (1) 公害の発生と拡散の防止

工場、事業場等の固定発生源については、環境保全協定などにより排出基準、設備基準の遵守の徹底を図り、事業活動による環境への負荷を低減する施設改善を積極的に行うよう指導します。

また、自動車などによる移動発生源対策として、低公害車の導入を積極的に進め、さらにエコドライブ等の推進など啓発活動に努めるとともに、関係機関への要望を行います。

### (2) 監視体制の強化

ダイオキシン類やPM 2.5をはじめとする有害な環境汚染物質の測定など、多様化する公害の実態を把握し、迅速かつ的確な指導と規制に資するため、監視体制の強化に努めます。大気、水質等環境法令の改正に基づく放射性物質の測定を検討します。また、アスベストの飛散防止のため、監視指導に努めます。

### (3) 水質の保全

公共用水域の定期的な水質検査、地下水調査、ゴルフ場排水の農薬調査などを実施し、水質保全に向けた監視に努めます。

### (4) 生活型・近隣型環境問題への対応

建築工場の騒音・振動、深夜のカラオケ、飲食店からの騒音、夜間の花火騒音などについては、法令に基づく指導を行います。近隣地域の環境悪化につながる生活騒音の抑制や歩行喫煙のマナー向上を図り、快適に過ごせるまちづくりに努めます。また、風俗営業・性風俗特殊営業対策については、警察など関係機関とも連携して、法令に基づく指導を行います。

### (5) 環境衛生の充実

地域住民と協働する清掃活動や美化運動、感染症の予防、あき地適正管理の指導、公共の場所等への不法投棄防止の啓発、墓地等の整備、食肉センターの運営改善などに取り組みます。

## 市民一人ひとりの活動

- 身近な環境問題に関心を持ち、清潔で、快適なまちづくりに協力する。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

人の生存基盤である大気や水、土壌の汚染防止や生活環境の保全を図るため、環境基準適合率を重点指標に位置付けます。また、わがまちクリーン大作戦の取組みを進めるほか、飛散性アスベスト除去工事の全件立入検査を継続するとともに、非飛散性アスベストを含む建築物の解体工事についても立入検査の強化を図り、飛散防止に努めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	環境基準適合率	%	72.8	79.0	100.0	↑
		式	(環境基準適合地点数/測定地点数)×100			
	H30目標値の設定理由	法に基づく行政上の政策目標				
○	わがまちクリーン大作戦の参加者数	人数	64,910	72,361	90,000	↑
		式	美化活動(年2回)の参加者数			
	H30目標値の設定理由	活動可能な市民の約2割				
	非飛散性アスベスト除去工事の立入検査	%	—	28.5	50.0	↑
		式	(立入検査数/届出件数)×100			
	H30目標値の設定理由	届出件数の5割				

### 主な部門別計画

■ 西宮市新環境計画【産業環境局：平成17年4月～平成31年3月】





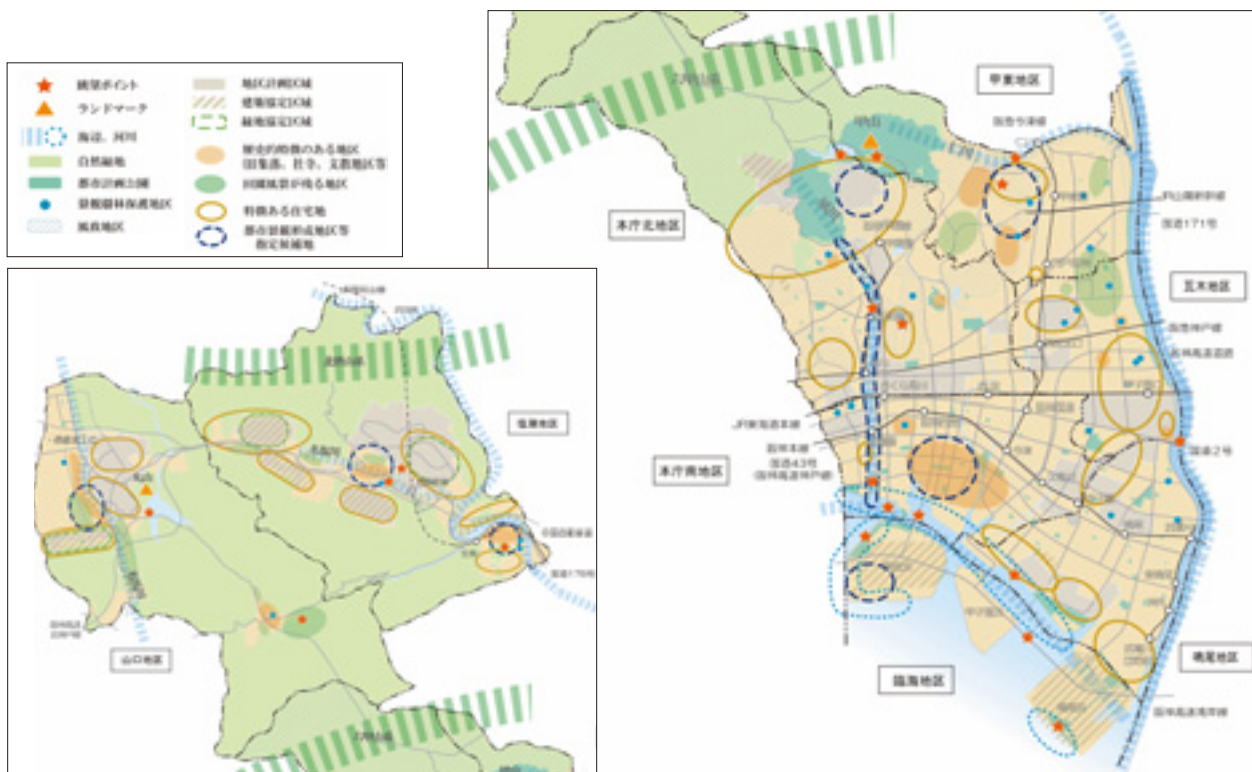
# NO. 36 | 美しい都市景観の形成

## 現状と課題

近年、市民の価値観は、多様化・高度化し、量より質、効率よりもゆとりが求められるようになってきました。今後のまちづくりを進めるうえでも、都市の印象やイメージ、雰囲気を醸し出す景観資源を活かした都市形成を行う必要があります。

- 本市は、豊かな自然とともに、個性的な近代建築物や歴史的背景にもめぐまれたまちです。
- このような景観資源を活かした都市景観を「まもり」「つくり」「そだてる」ため、昭和63年に「西宮市都市景観条例」を制定し、平成元年に策定した「西宮市都市景観形成基本計画」に基づき景観行政に取り組んできました。
- 平成16年に景観法が制定されるなどの社会情勢の変化や新たな視点を取り入れ、平成19年に「西宮市都市景観形成基本計画」の見直しを行いました。
- 平成20年に景観行政団体になり、景観法による景観計画を策定し、景観法を活用したより実効性のある取組みや、市民や事業者の景観意識の向上を図り、市と一体となって都市景観の形成を図っていくことが必要となっています。

### ■ 都市景観形成基本計画 総括図



## 基本方針

「都市景観形成基本計画」に基づき、まちに関わる市民・事業者・市などのすべての人々が協力し合い、それぞれの役割と責任を理解し、市民に愛される都市景観の形成に取り組みます。

## 主要な施策展開

### (1) 美しい都市景観を形成する協働のしくみづくり

市民や事業者への景観に対する理解と関心を深める取組みを進めるとともに、「西宮まちなみ発見クラブ」をはじめとする市民と協働した景観啓発活動をさらに充実します。

また、市民の発意や創意が都市景観の形成に活かされるような制度の充実やしきみづくりを進めます。

### (2) 景観法に基づく制度の活用

景観法による景観計画に、都市景観の形成に影響のある一定規模以上の建築物などに対する景観誘導基準を定めるとともに、景観形成上重要となる道路、公園等の公共施設を定めるなど、景観法の制度を効果的に活用することにより、美しい都市景観の形成に努めます。

### (3) 個性ある都市空間の保全と創出

地域を特徴づける歴史的建造物や優れた樹木、樹林などを保全し、活用するとともに、公共公益施設や大規模建築物などのデザインの向上を図ることにより、地域の景観拠点づくりに努めます。

このため、地域の景観シンボルとなる都市景観形成建築物の追加指定に努めるとともに、顕彰制度や助成制度などを充実します。

また、特徴的なまちなみが面的に形成されている地区については、地域の意見等を踏まえ景観重点地区の指定に努めるとともに、地域でのまちづくりが進められる地区や大規模な開発地等では、地区計画などを活用して魅力あるまちなみの形成を誘導します。

### (4) 魅力ある公共空間の創出

緑豊かな公園緑地の整備や、都市の骨格である主要な道路や歴史街道、河川の修景緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。

また、屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく適正な指導により公共空間の美観の維持に努めるとともに、良好な景観の阻害要因となる不法駐輪の取り締まりや、電線類地中化計画に基づく電線類の地中化を進めます。

## 市民一人ひとりの活動

- まちなみとの調和を意識する。
- ごみのポイ捨てや不法駐輪をしない。
- 緑化活動などの地域活動を進める。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

都市景観は、風景や建物などの形のあるものだけでなく、人々の暮らしやまちへの愛着・誇りなども含めた市民の都市に対する印象やイメージが重要となることから、市民意識や景観重点地区の指定を重点指標に設定します。また、市民との協働による景観啓発の取組みである「まちなみ発見クラブ」の参加人数を新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	西宮の都市景観についての印象	%	53.1	65.4	66.7	↗
		式	アンケート(美しい+まあまあ美しい)/回答数			
	H30目標値の設定理由	市民の2/3を目標に設定				
○	景観重点地区の指定地区数	地区	0	1	4	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	指定候補地区(8地区)の5割指定を目標に設定				
	西宮まちなみ発見クラブの延べ参加人数	人	59	222	400	↗
		式	222+30×6÷400			
	H30目標値の設定理由	今後6年間で平均30人以上の参加を目標に設定				

## 主な部門別計画

■ 西宮市都市景観形成基本計画【都市局：平成元年4月～】



# NO. 37 | 良好な市街地の形成

## 現状と課題

誰もが住み慣れた環境で、いつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を活かした良好な生活環境を維持・向上させることが必要です。そのためには、土地利用を適正に誘導するとともに計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

- 平成 22 年度に改訂した「西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」では、まちづくりの基本理念を「宮水の『えん』でつなぎ育む美しいまち西宮」としました。  
今後も「文教住宅都市」としての良好な都市イメージを大切に育み、多くの人があこがれ、訪れたい、暮らしたいと思うまちづくりを進めることとしています。
- 南部地域は震災により大きな被害を受けたため、市街地の早期復興・再生に努めてきました。また震災の影響や社会経済状況の変化等により、大規模な土地利用の転換、マンション建設が相次いだことから高度地区の強化や地区計画の活用などにより秩序ある土地利用の誘導に努めてきました。計画的な市街地整備が進む一方、道路や公園などの公共施設の整備率が低い地域も残っており、防災面から、これらの地域の改善が課題となっています。また、中心市街地の活性化や大規模遊休地等の適正な土地利用誘導なども課題となっています。
- 北部地域は、緑豊かな自然に恵まれた地域であり、大規模なニュータウンについては、地区計画の指定等により良好な住環境やまちなみが保全されています。しかし、南部地域と比べ交通条件が悪いことから、利便性の向上などが課題となっています。また、名塩ニュータウンの早期完成や地域特性を活かした既成集落でのまちづくりなども課題となっています。
- 臨海地域については、産業団地に産業集積が進むとともに、西宮マリナパークシティや新西宮ヨットハーバー、県立甲子園浜海浜公園等が整備され、魅力あるウォーターフロントが形成されてきました。甲子園浜や御前浜(香櫨園浜)の自然海浜などでも親水性に配慮した整備が進められてきましたが、西宮旧港周辺は未整備のため、整備を進める必要があります。

### ■ 市街地開発事業等の事例(西宮北口駅周辺地区)



事業前



事業後



芸術文化センターと高松公園



アクタ西宮

## 基本方針

南部地域・北部地域・臨海地域のそれぞれの地域が有する土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみ等の特性を生かした、災害に強く安全で快適なまちづくりを推進します。また、良好な市街地の形成を図るため、中心市街地の活性化、合理的な土地利用、都市施設の整備に努めます。

## 主要な施策展開

### (1) 魅力的な都市核の形成

阪急西宮北口駅周辺地区については、都市基盤整備が概ね完了し、土地利用の進展が図られたことから、今後も、うるおいと活力のあるまちづくりを目指して、都市機能の維持・更新に努めるとともに、阪神西宮・JR西宮駅周辺地区については、阪神西宮駅北側の駅前広場や市役所周辺の庁舎等の整備・検討に取り組むなど、本市の都市核にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。

また、都市核の相互の回遊性を強化するため、両都市核を結ぶ主要な幹線道路沿道において、魅力あるまちなみの形成を図るとともに、JR西宮駅北側の旧国鉄用地、旧食肉センター用地及び芦原小学校跡地を活用し、全市的観点からの施設の整備に向けた取組みを進めます。

### (2) 新たな都市拠点の形成

平成24年8月末をもって操業を停止したアサヒビール西宮工場跡地については、医療、スポーツ・レクリエーション、防災機能等を併せ持つ本市の新たな都市拠点と位置づけ、対象地にふさわしい公共施設の整備と併せた計画的なまちづくりを進めます。

### (3) 市街地の整備等

甲東瓦木地区など道路等の基盤施設が不足している地区については、それぞれの地区特性に応じた整備手法について、これまでの土地区画整理事業の見直しも含めて検討を行い、災害に強く安全で快適な市街地の形成に努めます。また、鳴尾駅前地区については、鉄道の連続立体交差事業と併せて土地区画整理事業を進めます。

生産緑地地区に指定されている農地については、都市の貴重な緑地空間として保全に努めます。

また、生産緑地地区以外の農地については、計画的な宅地化への誘導や緑地空間・防災空間として、その保全・活用を図ります。

臨海部の西宮浜総合公園、御前浜公園と西宮旧港周辺については、一体的に緑地やレクリエーション施設などの整備を進め、希少な自然海浜とともに、市民の憩いの場や魅力あるウォーターフロントとして新たなまちづくりを進めます。

### (4) 市民主体のまちづくり等

市民のまちづくり活動に対する意識と参画の高まりを受け、市民等が主体に取り組む活動に対して、専門家の派遣などの助成を行い、市民参加のまちづくり活動を支援するとともに、地区計画、景観重点地区、建築協定、緑地協定のほか地区まちづくり計画の活用等により、地域環境の改善、向上を図ります。

## 市民一人ひとりの活動

- まちづくりに対する意識を高め、良好なまちなみの保全、育成に努める。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

良好な市街地の形成を図るため、災害に強く安全で快適なまちづくりを進める手法である土地区画整理事業と都市再生整備計画事業を市街地整備事業とし、その進捗率を重点指標に位置付けます。また、地域主体のまちづくり手法である地区計画の指定地区数を指標として設定し、取り組んでいきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市街地整備事業進捗率	%	26.5	61.9	69.7	↑
		式	事業施行面積/事業区域面積			
	H30目標値の設定理由		H30での完了予定施行面積に基づく進捗率を設定			
○	地区計画の指定地区数	箇所	32	32	35	↑
		式	-			
	H30目標値の設定理由		過去のまちづくり相談地区を設定			

### 主な部門別計画

■ 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)【都市局:平成23年4月~概ね10年間】